

# たばこ販売店の個人事業主、有限会社の皆様へ



資本金1円でも株式会社の設立ができる	→従来は最低1000万円必要
取締役が1人でも設立できる	→従来は3人必要でした
取締役の任期が最大10年まで延ばせる	→通常は2年ごとに登記を行う
有限会社は法施行後設立できなくなる	→今の有限会社は「特例有限会社」で存続

そこで東北地区の **個人の事業主** **有限会社** の販売店様へ

☆たばこ販売店様向け限定 株式会社設立パック☆  
**株式会社設立 + たばこ承継届**をセットでご提案します。  
20社限定です (先着順・完全予約制)

◆通常 新たに株式会社設立する場合◆

法定費用 (公証人役場、登録免許税等)	約242,000円
当事務所報酬 (株式会社設立のみ)	150,000円
合計	約392,000円

◆◆限定パケットを利用すると◆◆

法定費用 (公証人役場、登録免許税等)	約242,000円
当事務所報酬 ( <b>株式会社設立 + 承継届</b> )	<b>100,000円</b>
合計	約342,000円

2つの手続きが  
セットで5万円も  
お得です。

有限会社を株式会社に変更登記する場合のパケットがございます。



この他に登記に関する司法書士報酬、印鑑作成代などが発生しますが詳しくは  
お問い合わせください。お見積もりをいたします。

お問い合わせは



松野尾行政書士事務所  
**松野尾 和見**

登録番号第05060313号  
 宮城県行政書士会会員



〒982-0841

仙台市太白区向山3-8-3-203

(022) 265-1060 FAX兼用

メール : info@matsunoo.com

ホームページ : http://matsunoo.com/

たばこ販売許可申請、届出は  
国内行政書士で唯一の専門家